

平成26年 8 月

京都地方税機構議会臨時会会議録

平成26年 8 月 京都地方税機構議会臨時会会議録目次

会期 1 日間（平成26年 8 月30日）

○ 第 1 号（8月30日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程	4
○	村田議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	例月出納検査結果報告	5
1	出席要求理事者報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第 3 号議案	6
1	第 3 号議案、同意	6
○	山内修一君の挨拶	6
1	第 1 号議案及び第 2 号議案	7
○	中山広域連合長の提案理由説明	7
1	一般質問	
○	今田博文議員の質問及び中山広域連合長の答弁	7
○	加味根史朗議員の質問並びに中山広域連合長、渡辺事務局長及び後安事務局業務課長の答弁	10
○	北林重男議員の質問並びに中山広域連合長及び渡辺事務局長の答弁	17
○	山崎恭一議員の質問並びに中山広域連合長、渡辺事務局長及び後安事務局業務課長の答弁	23
1	第 1 号議案及び第 2 号議案	31
○	北林重男議員の討論	31
○	島宏樹議員の討論	32
1	第 1 号議案及び第 2 号議案、認定及び可決	32
○	村田議長閉会宣告	32

○ 上 程 議 案 等

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	平成25年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認 定
第 2 号	差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の件	原案可決
第 3 号	副広域連合長の選任について同意を求める件	同 意

平成26年 8 月京都地方税機構議会臨時会会議録第 1 号

平成26年 8 月30日（土）午後 1 時30分開会

○出席議員（30名）

村	田	正	治	君
田	中	英	夫	君
渡	辺	邦	子	君
上	村		崇	君
加味根	史	朗		君
村	井		弘	君
田	渕	裕	二	君
西	村	正	之	君
村	上	宣	弘	君
山	崎	恭	一	君
西	川	博	司	君
嶋	田	茂	雄	君
明	田		昭	君
太	田	健	司	君
北	林	重	男	君
堤		淳	太	君
山	田	芳	彦	君
奥	西	伊佐	男	君
川	村	博	茂	君
橋	本	尊	文	君
炭	本	範	子	君
山	本	圭	一	君
島		宏	樹	君
谷	田	利	一	君
垣	内	秋	弘	君
西	村	典	夫	君
竹	内	きみ	代	君
森	元		茂	君
徳	谷	契	次	君
今	田	博	文	君

○欠席議員（2名）

梅原好範君
奥野良一君

○議会事務局

議会事務局長

上田 ゆかり

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

中山 泰

副広域連合長

河井 規子

副広域連合長

木村 要

事務局長

渡辺 隆

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

中田 義人

事務局業務課長

後安 剛児

事務局法人税務課長

井上 寧

事務局業務課参事

住田 淳志

事務局業務課参事

牧 正博

事務局法人税務課参事

谷 統一

議事日程（第1号）平成26年8月30日（土）午後1時30分開議

第1 諸報告

第2 議席指定の件

第3 会議録署名議員指名の件

第4 会期決定の件

第5 第3号議案

第6 第1号議案及び第2号議案（広域連合長説明）

第7 一般質問

第8 第1号議案及び第2号議案（質疑・討論・採決）

以上

○議長（村田正治君） これより平成26年8月京都地方税機構議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（村田正治君） 日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。

小田彰彦君、村田正夫君、岡田久雄君の議員の任期満了に伴い、宮津市議会から嶋田茂雄君、南丹市議会から橋本尊文君、井手町議会から谷田利一君が新たに選任されましたので、御報告いたします。

また、赤松孝一君が議員を辞職されたことに伴い、与謝野町議会から今田博文君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

また、石田宗久君、木曾利廣君、谷口雅昭君、梅本章一君から、一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。

この辞職に伴い、京都府議会から渡辺邦子君、亀岡市議会から明田昭君、京丹後市議会から川村博茂君、南山城村議会から徳谷契次君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果報告6件が参っており、その写しをお手元に配布しておきましたので、御覧おき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配布しておきましたので、御覧おき願います。

○議長（村田正治君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回選出されました渡辺邦子君、嶋田茂雄君、明田昭君、川村博茂君、橋本尊文君、谷田利一君、徳谷契次君、今田博文君の議席を、別紙、お手元に配布の議席表のとおり、指定いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（村田正治君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第100条の規定により、私から、明田昭君及び西村典夫君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えがある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

○議長（村田正治君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（村田正治君） 次に、日程第5第3号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。上田議会事務局長。

〔議会事務局長上田ゆかり君朗読〕

第3号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

平成26年8月30日提出

京都地方税機構

広域連合長 中山 泰

記

山内修一

○議長（村田正治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第3号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

「副広域連合長の選任について同意を求める件」を、原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（村田正治君） 挙手全員であります。よって、山内修一君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

この場合、山内修一君から御挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

〔山内修一君議席前面に立つ〕

○副広域連合長（山内修一君） 山内でございます。議長さんのお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは、私の副広域連合長就任につきまして御同意を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

昨年の8月、引き続きの選任でありますけれども、今日の状況を見ておきますと、高齢化に伴います医療、福祉、介護、あるいは雇用の問題でありますとか、あるいは最近問題になってきております人口減少に対する少子化対応でありますとか、本当に多くの行政課題を抱

えている中で、この機構の果たす役割はますます大きなものがあると思っております。

これからも公平、公正、効率的な税運営の実現に向けて、鋭意努力をしまいらなければならぬと思っておりますので、議員の皆様方の御支援、御指示を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長（村田正治君） この際、山内副広域連合長に対して、出席要求理事者として出席を求めることといたします。

○議長（村田正治君） 次に、日程第6「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 本日、ここに平成26年8月京都地方税機構議会臨時会を招集させていただきましたところ、本議員の皆様におかれましては、御多忙の中、また台風の影響により、8月定例会が流会となりましたが、改めて本日の臨時会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まずもって、先般の台風及び集中豪雨におきまして、全国的にも、広島初め各地におきまして、また、府内においても福知山初め中北部の各地、また京都市内など広く府内各地で大きな被災が発生いたしました。

心よりお見舞い申し上げますとともに、本機構にありましても、引き続き構成団体に、より増して、必要な支援を実施してまいりたいと思っております。

それでは、各議案につきまして一括して順次御説明を申し上げます。

まず、第1号議案「平成25年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」につきまして御説明を申し上げます。本議案は平成25年度の一般会計決算につきまして御承認を求めるものでございます。

次に、第2号議案「差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の件」につきまして御説明を申し上げます。本議案は機構所管の納税者が第三債務者に対して有しております不当利得返還請求権への差押えに関しまして、裁判手続により解決を図る必要が生じたため、その御承認を求めるものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村田正治君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、今田博文君に発言を許します。

〔今田博文君登壇〕

○今田博文君 与謝野町議会の今田でございます。

今回、京都地方税機構の議会の議員として務めさせていただくことになりました。どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、通告をいたしております件につきまして、一般質問をさせていただきたいと思

います。

京都地方税機構は、平成21年8月に総務大臣の許可を得て、設立されてから5年が経過したところでございます。年々その成果を上げており、平成25年度の収納率は前年より2.5ポイントのアップとなり、45.7%に達するとのことでもあります。

また、平成25年度の全市町村の徴収率も95.5%となっており、平成21年度、すなわち共同化以前と比較すると2.3ポイント向上する見込みとのことであり、与謝野町においても3ポイント程度向上する見込みであります。この間の税機構の取組みについて、中山連合長を初め、職員の皆さんの御努力に敬意を表したいと思っております。

さて、税機構設立に当たっては、設立前から共同化の徴収業務を行うことで、強権的で一方的な滞納処分が行われるのではないかなどの批判があり、業務開始後も、この議会において、繰り返し同様の質疑がされてきたと私の町の前任者からも聞いております。

日本経済は好転しつつあると言われておりますが、一部の大企業に偏り、地方への浸透や個人への波及には、まだまだほど遠い環境にあります。引き続き、厳しい経済環境下にあっても大多数の住民の皆さんは納付いただいている状況であります。

当然、未納案件に対しては法令に基づき、滞納整理を行っていくことは行政の根幹であり、住民の皆さんの信頼にもつながっていくものであると思っております。

これまで小規模な市町村においては、体制上の問題や滞納整理のノウハウの蓄積が十分でないなど、必ずしも的確な滞納整理ができてこなかった。また、一市町村の努力にも限界があることから、府や市町村が力を合わせて、公正・公平な税業務を執行していく組織、それが現在の税機構であると認識をしています。

そこで、徴収業務についてお聞きします。

税機構が行う業務については規約で定める必要があり、その制度や変更については全ての構成団体の議会の議決が必要であります。徴収業務に関して、機構の規約では、地方税法に基づき構成団体が賦課した地方税と、国民健康保険法に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に関わる滞納事案のうち、構成団体が広域連合に移管の手続をとったものの滞納処分を行うこととなっております。

地方税に関しては、府と25市町村全てが、機構に滞納事案を移管されておりますが、国民健康保険料・税に関しては、現在25市町村のうち、19市町村からの移管を受けておると聞いております。

税機構設立の目的は、納税者の利便性の向上や業務の効率化、ひいては公正・公平な税業務の一層の推進にあります。機構設立時においても、この問題については検討がされたと聞いておりますが、どのように検討・整理されたのでしょうか。また、徴収業務、滞納整理業務に関して、地方税と国民健康保険料で何か違いがあるのでしょうか。併せてお伺いをしたいと思います。

また、機構の取組みについては定期的に報告をいただいておりますが、ホームページでも公表されておりますが、住民税や国民健康保険料など税目ごとの状況が少しわかりづらいものとなっております。もちろん、機構においては、納税者ごとに府民税や市町村税、さらには税目ごとにかかわらず名寄せをされ、滞納整理業務に当たられていると説明を受けておりますが、

それを税目ごとに分けることは難しいことは承知をしておりますが、できる限り府民の皆様
にその成果を示していく必要がありますし、移管されていない構成団体においても判断の一
つになるのではないかと考えております。

つきましては、機構におきます国民健康保険税や料の徴収業務の取組みやその成果はどの
ような状況にあるのかお聞きをします。

次に、機構における危機管理についてお聞きをします。

昨年7月には宝塚市役所での放火事件や、今年の5月には亀岡市役所の傷害事件が発生し
ており、また、昨年の9月には機構中丹事務所の水害など、危機管理上の事件や災害が起こ
っております。

機構の地方事務所は府内に9カ所あり、ほとんどが府の振興局や市役所の所内に設置され
ておりますが、緊急時には施設の中で十分な連携が図られるものと考えておりますが、やは
り来庁者や職員の安全を確保するためには、機構として独自の危機管理の対応が求められる
ものと考えますが、不測の事態に対してどのような対策を講じているのかお聞きをします。

以上、2点につきましてお答えをいただきたいと思っております。どうかよろしくお願ひします。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） お答えさせていただきます。大きく2つのテーマにつきまして
4点ほどの御質問をいただきました。

まず、国民健康保険料の徴収をめぐる機構設立時の考え方の整理でございますけれども、
国民健康保険料につきましては、国民健康保険法及び地方自治法の規定によりまして、
地方税法の滞納処分の例により処分をすることができるとされております。

このことを踏まえまして、機構設立前の市町村におきましても、税務所管課において、こ
の徴収を担当する団体もございます。こういった団体からは国民健康保険料の滞納整理業務
を税機構で取り扱ってほしいというような強い要望があったところでございます。他方で、
移管する徴収業務は地方税だけでよいというような団体もございました。こういった中で、
構成団体との協議の中で、結論的には、国保料の機構への移管については構成団体の判断に
委ねることとされたところでございます。

なお、税機構設立当初から移管を受けている団体は17団体でございましたが、その後、税
機構の取組状況の成果を踏まえて、新たに2団体加わって、現在19団体から移管を受けて
共同徴収をしているところでございます。

次に、地方税と国民健康保険料で、運用上何か違いがあるのかという点でございますけれ
ども、これは手続面については法律上申し上げましたように、地方税の滞納処分の例により
することができるということでありまして、徴収に当たっての基本方針、手続に変わりはお
りません。

なお、具体的な運用に当たっては、それぞれの性格も踏まえながら、適切な運用に心がけ
ているところでございまして、国民健康保険料につきましては、均等割、世帯割といった応
益分の割合も高いことから、特に納税者の個別事情に配慮した滞納整理に留意し、よく気
をつけながら努めているというところもございまして。

なお、国保料につきましては、滞納処分により徴収をする場合、差押えなどでございますけれども、税に劣後するということや、消滅時効が税は5年に対して2年であるということなど、税と異なる点もありますので、その点留意しながら、債権管理もしているところでございます。

次に、3点目であります取組状況、成果はどうかということでございますけれども、25年度の実績でございますが、これは市町村から滞納分として移管を受けた42億5,900万円のうち、12億9,500万円を収納しております。収納率は30.4%となっております。ちなみに、22年度は22.1%、23年度は25.2%、24年度は28.1%と着実に上昇をしてきているところであります。22年度と比較すると8.3ポイントの収納率の伸びとなっております。

一方、国保の滞納処分の執行停止及び不納欠損の合計額でございますけれども、納税者の個別事情にも適切に配慮しながら滞納整理に努めた結果、移管額の18.3%ということで、全税目合計の13.0%を上回っておる形となっております。今後とも適切な徴収に努めてまいりたいと思います。

最後に、機構における危機管理でございますけれども、これは当機構の事務所ほとんどが構成団体の既存施設に入居させていただいております。施設管理者と日頃から十分に連携を図っていくということが重要であります。

機構独自の対応につきましては、昨年7月の宝塚で発生した放火事件も踏まえて、避難経路や火災発生時の消火設備などの再確認を行いましたとともに、来庁者と職員の生命と安全の確保を最優先するという、事案発生時の具体的対応と留意点について全所属に通知をさせていただいて、各所属において緊急時の対応や役割分担など具体的なマニュアルの整備を図ったところでございます。

いずれにしても、危機管理の対応につきましては、日頃からその意識を持ってやっていく、ということがとても重要でございます。今後とも、定期的な訓練や周知徹底を繰り返し行っていくとともに、夜間休日の連絡体制も含めて、万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（村田正治君） 今田博文君。

○今田博文君 ただいま連合長から国保料に関わる徴収業務の取組みと機構の危機管理について答弁をいただきました。

今後につきましても、個別事案に対応した滞納整理を迅速に的確に実施をしていただき、引き続き公平・公正な税務行政の一層の推進に取り組んでいただきたいと思います。

また、課税の共同化については、構成団体のコンセンサスを得ながら進められており、時間を要しているということは十分承知をいたしておりますけれども、できるところから目に見える形で進めていただくことを最後に要望させていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今後の税の共同化の進展に大いに期待をさせていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村田正治君） 次に、加味根史朗君に発言を許します。加味根史朗君。

〔加味根史朗君登壇〕

○加味根史朗君 京都府議会から選出をされております日本共産党の加味根史朗でございます。

私は、これまで公平・公正な地方税機構の徴税業務の中で、生活状況が十分調査されずに機械的、一方的な差押えが現に起こっているということを具体例も挙げながら改善を求めてまいりました。地方税機構は、その都度、滞納者の生活状況、資産を調査し、法令に基づいて適切に滞納処分を進めていると答えておられました。しかし、依然として問題のあると思える差押えが起こっておりますので、今回も具体的な事例を紹介させていただきながら質問させていただきたいと思っております。

つい最近も、北部のある町の大工さんが私に相談をされてこられました。丹後の機構事務所の職員が、滞納していました元金80万円になるそうですけれども、これを今月、8月中に返済をしなければ、来月から、給料約20万円弱になるそうですけれども、これを全額4カ月にわたり差押えをすると、こう言ってきているんだという相談でありました。当然、これは最低生活費を差し押さえるということで、国税徴収法などから見ましても違法な差押えになりますので、こういう差押えはできないのではないかとということで本人さんも訴えをされたそうですけれども、なかなか分納の相談にも応じていただけない、どうしたらいいかという相談でありました。

私はこの話を聞きまして、直ちに機構の本部にも電話をさせていただいて、こういう最低生活費まで差し押さえることが頻発しているけれども、今回の事例、具体的に名前も挙げまして、この方のこのケースについて調査をして、最低生活費が差し押さえられることがないようにぜひ指導をしていただきたい、こう要望をいたしました。しかし、その後も一昨日でしたか、電話がかかってまいりましたけれども、一向に地方事務所の対応が変わらないというようなことでありました。

このような具体例が現に起こっております。最低生活費を差し押さえる、こういうようなやり方については直ちに是正をしていただきたいと思いますが、どのように対処されるのかお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

〔事務局業務課長後安剛児君登壇〕

○事務局業務課長（後安剛児君） ただいま御質問の件でございますが、議員も御指摘のとおり、給料の差押えにつきましては、国税徴収法に一定額の差押禁止の規定がございますので、機構におきまして、こういった法の規定に反する違法な差押えを実施しているような事実は確認いたしておりません。今後も、当然そういったことが起こらないよう注意をいたしますところでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 今の御答弁なんですけれども、国税徴収法や法令に禁止をされている給料の最低生活費の差押え、これが禁止をされているはずなんですけれども現実にやられようとしている。機構側がそう説明されているけれども、全く相反する事態が現に起こってまして、本人からの訴えがあつて、地方事務所とも話をしているけれどもらちが明かない。こういうのはどう解決したらいいんでしょうね。現に起こって、私も具体的にこの方の名前も挙げて調査もするというお話をいただきましたけれども、調査をされたんでしょうか。いかがでし

ようか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 先ほどの調査をしたのかという御質問でございますけれども、先ほど後安課長が申し上げましたとおり、内容については確認をさせていただいて、そういう事実はないということで聞いておるところでございますし、私どものほうもそのように理解をしております。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 給料の差押えはあり得ると思えますけれども、最低生活費の差押えは禁じられてますからこういうことはやってはいけないという税機構の立場であります。そういう今の答弁どおりの対応が地方事務所でされていくと受けとめたらいいんでしょうか。この方のケース、具体的に私は実例を挙げておりますので、こういうようなケースは是正されると受けとめてよろしいんでしょうか。もう一度お聞きをいたします。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 先ほどから申しておりますように、事実はございませんので是正というようなことではございませんが、御本人様におかれましては、そういった疑義がございましたら、地方事務所のほうに再度お越しいただきましたら、十分御納得いただけるような説明はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 事実がないと言われたんですけれども、現に住民の方から私に具体的な訴えがありました。地方事務所とやりとりをして、来月から毎月20万円ほどになる給料が全額差し押さえられて、4カ月連続差押えだと、それで80万円の元金の滞納はこれで差押えで解消させてもらおうと。8月中に全額を返済しなければ、そういう差押えをやりますという、この態度は一向に変えていただけないということでありました。

この方は本当に生活困難になられると思うんですよね。生活保護を受けなければもう生活できない、こういう状況に追いやられてしまいます。そういうことはやはりあってはならないというのが国、総務省、あるいは国税庁の指導でありまして、地方税機構としてもこういうことはあってはならないということだと思います。

ただ、あってはならないことが現に頻発をしております。前回の議会でも京田辺の地域で給料が全額差し押さえられ、後で最低生活費分が返却されるというような事例も起こりました。なぜこういう事態が頻発をするのか、本当に腹立たしい思いをいたしております。

地方税機構としてはこういう事態は起こってないという、そんな認識なんですか。あってはならないということだと思いますが、現に起こっていることまでお認めにならないということですか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 議員もよく御存じだろうと思いますが、国税徴収法で何が禁じら

れているかと申しますと、いわゆる給料、賃金、俸給、歳費、退職年金、これらの性質を有する給与に係る債権ということで定められておりますので、それらに係る債権について禁止額まで差し押さえるという事実はございません。そこは十分確認いただきたいと思えます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 今のは国税徴収法の条文を紹介されたわけなんですけれども、その給料に準ずるものも含めて、所得税や住民税、あるいは社会保険料、あるいは最低生活費、これは差押禁止の内容になっているというのが法律の条文ですよね。そういう理解を私はしているんですが、それでいいんですよね。念のために確認をいたします。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 先ほどおっしゃられましたとおり、源泉所得・道府県民税、社会保険料、そういったものに相当する金額及び滞納者1人につき10万と、生計を一にする家族4万5千円、プラスそれらを差し引いた分の20%、そういった形での計算になっております。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 そういう法律で差押禁止となっているものを差し押さえるということを平然と言い放って、脅迫めいたことを現にやっていると。80万円という滞納をすること自体、それは確かに問題はあるんですけれども、仕事がなくやむなく滞納となったものであります。何とかその20万円の給料を得て最低生活を送りながら、そして分納で返済をしたいという相談を持ちかけても全く応じていただけない。こんな地方事務所の対応でいいんでしょうかね。これ、現にこういうことがあるので、即刻是正をしていただきたいと思えますが、連合長。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） この件については、今、事務局長、また課長から申し上げたとおりでございますけれども、いずれにしても、今後とも適切な運用は徹底してまいりたいと思えます。我々の運用としては、個別の事情を十分把握をして、そして納付能力に見合った納付方法で、一日も早く完納していただきたいということではございます。

他方で納税者の個別事情に配慮した対応も行っているということでございますので、法の規定の趣旨をしっかりと受けとめながら、適切な運営に心がけ、また徹底してまいりたいと思っております。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 今の連合長の答弁どおりならいいですよ。それが私が具体的事例として紹介させていただいた具体事例の中においても貫いていただきたい、徹底していただきたいということを強く求めておきたいと思えます。

今、連合長が御答弁になったこととの関係で、滞納をされながら最低生活を送り、そして分納して何とか返済をしていきたい、こういう思いで多くの滞納されている方は思っておられるわけでありまして。ですから、分納相談にしっかり応じていただいて、そして、その方が

支払える金額を支払うというお気持ち、このお気持ちをやっぱり尊重していただいて分納の相談の業務に当たっていただきたいと思いますけれども、その分納相談の基本というものを改めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 分納につきましては、期間につきましては、原則当該年度に課税された分につきましては当該年度、また、それ以前に課税されましたものにつきましても基本、他の換価の猶予等の期間がございますので、1年以内というような形で分納の回数、期間をお願いしているところでございます。ただ、生活状況等個別事情がございますので、それを越えるものもございます。

また、金額につきましては、納税者の方が御相談にお越しいただいた際に、実際の収入、資産、そういった実態を調査させていただきまして、それに基づいて計画を立てていただくということでございます。なお、その実態につきましては、機構のほうでも調査いたしまして、客観的にそういった事実が認められる場合はそういった形でさせていただいております。ただ、それ以外に資産等、こちらで発見させていただいたような場合は、そういったものにつきましては計画外のものでございますので、差押えを執行させていただいたり、あるいは再度増額をお願いさせていただくというような形で分納について相談をさせていただいております。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 今の答弁どおりに対応していただいたらいいと思うんですね。もちろん年度内とか期間を一応区切りつつも、しかし、その人の資産や生活の状況をつぶさに調査もしていただいて、その人の支払える能力というものをしっかりと押さえた上で、払える金額というのが出てくるわけで、その金額というものはやっぱり尊重していただきたいと。期間はある程度延びる場合もやっぱり出てくるし、それは今御答弁になったとおりで、個別具体例に即して、その分納の額というものは協議をして決めていただきたいと思います。

ただ、現実には起こっているのは、もう今年度内に全額返済してくれと、これまできちっと分納相談に応じて支払ってきたものが、いきなりこの年度末近くになって、この年度内に全額残ったものは支払ってくださいというようなこれまでの相談と違うことが機構から持ち出されて、住民の方が非常に困惑されるというケースがあちこちから出ております。

そういう意味では、やはり生活の事情というものをしっかりと踏まえた形、分納の能力というものを押さえた、そういう分納のあり方というのはきちっとつなげていただきたいと改めて求めておきたいと思います。

それから、差押えの催告後の対応についても、ある事例ですけれども、催告書が届いて5日後に差し押さえるという通知があったのに、届いたその日にもう差押えをされてしまっているというようなことが現に起こっております。5日後なら5日後でいいんですけどね、それがもう届いたその日に押さえられてしまっているということがないように、これは非常に不誠実なやり方です。差押えが5日後にあるのなら、それまでに、じゃ、分納相談に行きたいといって行こうと思っても、もう差し押さえがされている、というようなことがありますので、こういうことがもう二度とないように、ぜひ指導徹底していただきたいと思っております。

ます。

こういう一方的、機械的な形の差押えが現に起こっておりますので、公平・公正な税機構ということでお話になっておられますので、末端までそれをぜひ徹底していただきたいと、私がもうこういう質問をしなくてもいいようにぜひしてほしいと思っているんですよ。

そういう意味で、ちょっと指導徹底という点で、まだまだ問題が残されているんじゃないかなというふうにも思いますので、自分の担当する住民の方でない、全く遠いかけ離れた顔の見えないそういう方を相手にするというので、どうも無理なやり方というのが起こってくるのではないかと、地方税機構の一つの問題の部分がこういう形で出ているんじゃないかなということを率直に言わざるを得ない状況でありまして、この間、提起をしてきたこういう現実の問題点をぜひ見つめ直していただきまして、そういう意味で公平・公正な税業務が徹底していただけるように、ぜひお願いしたいなと思います。

続いてあと1点、個人情報の厳重な管理の問題について簡単にお聞きをしておきたいと思っておりますけれども、最近ベネッセでの大量の個人情報の流出事件が起きて大きな社会問題になっておりまして、国民全体にも大きな不安と批判が巻き起こっております。

地方税機構におきましても、こういった事件を他人事にせずに、必要な教訓を酌み尽くして、情報の流出といったような、こういう事態が絶対に起こらないような手当てを尽くす必要があると考えますけれども、どのように今考えておられるのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） ベネッセの個人情報流出事件でございますけれども、マスコミ報道によりますと、業務委託の社員がデータベースにアクセスをしまして、不正に情報を入手して名簿業者に売却したとされております。税機構におきましても、現在委託の関係で申しますと、法人関係税に係ります申告書の受付、電算入力、それから、新規移管の滞納案件に対します電話での納税督促業務、こういった業務を外部委託により実施をさせていただいているというところでございます。

これらの委託業者等への対応でございますけれども、これは業務の委託に当たりまして、私どもも個人情報保護条例を持っておりますので、第三者への提供とか複写、複製の禁止ですとか、あるいは受託者が講じるべき個人情報の適切な管理のための必要な措置、これは委託契約の中で具体的に明記をさせていただいているところでございます。

また、業務従事者につきましては、受託業者を通じまして守秘義務につきましての宣誓書も提出を求めまして、情報管理への意識を高めますとともに、受託業者におきまして入退室管理ですとか、あるいはカメラの設置など情報漏洩を防止するための執務環境の整備も行ってきているところでございます。また、データベースへのアクセスにつきましては執務室内の端末に限りますとともに、情報が不正に外部に流出、持ち出されないようにUSBメモリですとか、あるいはスマートフォンなどの不要な私物の持ち込みにつきましても、禁止をさせていただいているというような状況でございます。

機構におきましても、受託業者に対しまして、業務従事者への個人情報保護意識の高揚のための研修ですとか、あるいは情報漏洩の場合の罰則などの周知徹底を求めまして、その実

施状況を書面などで定期的に確認をさせていただいているというようなところでございます。

いずれにしましても、税情報は特に厳格な管理が求められるというところでございますので、引き続き情報管理に万全を期していきたいと考えてございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 催告センターでの電話催促業務につきましては、一般競争入札で落札者がなかったということで、ホームページで見ますと、大阪府中央区の株式会社NTTマーケティングアクトという会社に902万8,800円で契約したということが書かれておりますが、この会社がどういう会社なのか、そして、今、何人の方がこの催促業務に携わっておられるのか、その辺の状況というのはわからないでしょうか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） この会社につきましては、NTT系の会社でございますので、こういった公金及び私債権等の電話による催告業務、そういったものの資格をもって業務をやっておる会社でございます。また、人員につきましては、その件数の多寡がございまして、やはり引継ぎの多い時期には10名近く、現在では大体5、6名で処理しているところでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 この電話の催促の業務などに当たっては、パソコンの画面に向かって情報を見ながら電話をかけるという、こういう業務の仕方なんでしょうか。パソコンにアクセスすればすぐできるような、そういう環境にあるということですか。どんな状況でしょうか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 細かくなりますが、仕事といたしましては、滞納者の一覧表という書類を出しまして、その状況、最新状況につきましてはパソコンの画面で確認した上で、電話をするということでございますので、各オペレーターの方にはパスワードを与え、システム上閲覧できるようにしておりますが、その閲覧状況につきましてはこちらでシステムの管理できるようになっております。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 先ほども御答弁がありましたけれども、USBであるとか、あるいはデータを保存できるような機器類を持ち込ませないような手当てをとっておられるということですが、それをチェックする体制というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） これにつきましては、具体的に申しますと私物等は別室のほうに全て置き、若干持ち込むようなものにつきましては、透明のバックに入れさせるというような形で、委託先の統括責任者のほうにちゃんとチェックするように指示実行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 税業務のデータというのは極めて重要な個人のプライバシーと財産、生活に関わる最も漏れてはならない大事な情報になりますので、これらが決して流出することのないような、そういう管理体制の一層の強化を強く求めておきたいなと思っております。

参考に、その電話業務に当たっておられる契約社員になられるのか、非正規の方だと思えますけれども、その方の時給ってどれぐらいなのでしょう。一月の月収としてはどのぐらいになるのでしょうか。参考にお伺いいたします。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 時給につきましては、私ども業務として委託先に業務委託いたしておりますので、業務委託先がこういった形で雇用関係を結び、賃金を支払っておられるのかは承知いたしておりません。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 ベネッセの事件でも個人の問題もあるんでしょうけれども、生活状況というのが背景にありまして、やはり安定した生活ということを図っていくということも大事ですので、一人一人の業務に当たる労働者の方が、どれだけの時給でどれだけの月収で生活をしているのか、このこともやっぱりしっかり把握をするように求めておきたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（村田正治君） 次に、北林重男君に発言を許します。北林重男君。

〔北林重男君登壇〕

○北林重男君 私は日本共産党の向日市議団の北林でございます。

通告に従い、大きく2点でございますが、分割質疑ということで、まず1点目の5点分だけを先に質問いたします。

1つ目は、福祉制度である国保料・税の徴収業務を地方税機構に移管している問題点についてであります。

その1つ目は、保険証は各自治体が発行し、納付相談は税機構へなどと二重行政が推進され、住民の声が届かず、電話での催促、折衝が中心になり、懇切・丁寧な住民への対応がなされていないということについてであります。

2つ目は、福祉制度である国保を共同徴収の対象にしていることは、住民の医療を受ける権利を侵害し、無保険者を生み出すことにつながります。全日本民主医療機関連合会の調査では、昨年度に経済的理由による受診の遅れで症状が悪化し、死亡した事例が全国で56人あり、うち32人、57%が国保料税を滞納したため、国保証を取り上げられた無保険状態でありました。これはまさに氷山の一角であります。

3つ目は、厚生労働省の調査でも、国保加入者の所得水準は健保組合加入者の4割程度なのに、保険料の平均負担は健保加入者の約2倍になっています。低所得の人たちが高い保険料を負担する国保の構造的な矛盾であり、払いたくても払えない国保料・税となっている国保制度の構造の現状を無視して徴収業務のみに特化することを抜本的に見直し、国保の被保険者の事情を最大限に尊重して、分納相談を最重要視しながら人情味あふれる対応を求められていることについてであります。

4つ目は、福祉制度である国保料・税を税機構が移管を受けること自体の問題であります。

健康保険証を発行する権限のない税機構が、共同徴収業務の移管を受けることはなじみません。共同徴収の項目から排除すべきではないでしょうか。

5つ目として、各市町村が国保料・税の徴収業務を税機構に移管していることをやめたいと申し出があった場合の、税機構への手続と税機構の対応についてお伺いします。

2つ目は自席にて質問します。以上です。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 何点か御質問をいただきました点につきまして答弁させていただきます。

1点目が二重行政ではないのかという御質問だったかと思いますが、機構で国保関係の滞納業務を行っておりますけれども、これはあくまで市町村から移管された国保料の滞納案件の整理という業務を担っておるということとございまして、国保事業の部分で二重行政になっているということとは全く異なると考えております。

それから、機構におきます徴収業務の進め方につきましては、これまでから申し上げておりますとおり、納付しない納税者と納付できない納税者を見極め、納付能力がありながら納税しない方に対しましては厳正な滞納処分を執行し、納付能力がない場合には法に則り滞納処分の執行を停止する、そういった個別事情に基づく総合的な判断によりまして対応を行っているということで、親切・丁寧な対話がなされていないということには当たらないと考えております。

2点目でございますけれども、共同徴収の対象にすることで無保険者を生み出すことにつながるんじゃないかという御質問であったかと思っておりますが、住民の方が保険証を持って医療を受けられるという部分につきましては、まさに市町村の業務でございまして、機構としてはあくまで市町村から移管を受けました滞納案件の徴収業務を担っているということにとどまっているものでございます。保険者である市町村において、短期被保険者証などの発行業務が責任を持って行われますように、必要な情報、折衝経過、納付計画などにつきましては、それぞれが共有できるシステムとすることとしておりまして、連携を図りながら進めているところでございます。

3点目でございますが、払いたくても払えない国保料となっている国保制度の構造と現況を無視して、徴収業務に特化するということを見直すべきじゃないかというような御質問だったかと思っておりますが、先ほど来申し上げておりますとおり、機構としては、あくまで市町村で滞納になった案件の徴収業務を担っておるものでございまして、国保制度を所管しているところではございませんので、制度上の問題があるということであれば、制度を所管するところにおいて適切に対応されるべきと考えておるところでございます。

4点目でございますけれども、国保料の徴収自体を共同徴収の項目から削除すべきではないかという御質問だったかと思いますが、国保料・税の徴収業務を機構において処理するという事務につきましては、法に基づき認められているところでございまして、平成21年8月の機構の設立に当たりまして、府内25市町村、全構成団体の議会の議決を得たところでございます。また、機構への移管につきましては、それぞれの構成団体で適切に判断された結果

であると承知をさせていただいているところでございます。

5点目でございますけれども、機構への国保料の徴収業務を移管している団体がやめたいという申し出があった場合、どのような手続が必要なのかという御質問だったかと思えます。各構成団体におきましては、機構への国保料の移管につきまして、規約の議決という形で意思決定をされておられますので、移管の中止につきましても、それぞれの団体で意思決定がなされるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 今、お答えいただいた点で、まず幾つかの質問をさせていただきます。

各納税者において懇切・丁寧な対応をなされているという御答弁でしたけれども、この件では直接に訪問されて、膝突き合わせて折衝、納付相談なんかをされたという実例とか件数はあるのでしょうか。それとも、どちらかといえば電話での直接折衝が中心になっているのでしょうか。例えば、市町村においては、直接納税者のお宅へお伺いして、どうでございますということから始まって進めていくんですけれども、そういう点ではどうなんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

それから、特に今おっしゃった中で、国保については、あくまでも滞納の処理について税機構において行っているんだと、だから制度そのものについては、あくまでも実施の自治体において、国ないしそういったものについて言うてもらうべきではないかということをおっしゃられました。

しかし、福祉制度である国保をこういったものに移管している中で、実際には保険料が払えなくて命をなくしていくというような事態が全国的にも生まれているわけですね。特に、業者の方なんか、なかなかやっぱり国保料そのものが払えない事態も生まれている中で、いわゆる差押えになるケース、それから国保そのものが以前から3割負担なんですよね。ですから、よっぽどのことがなければお医者さんにかかれないと、ましてや高齢者の方なんかはいろいろな病気をお持ちですから、診療科目によって3割負担となれば、たちまち重篤化して、やむを得ず病院に行ったところがもう大変な重篤な状況になるといったことで、単に私は徴収業務のみだということで、それ以外は知らんということじゃなく、まさに命を守るこの国保でありますから、そういう点では、本当に税機構としてもきちっと十分各自治体で話し合っていきながら、本当に医療を受ける権利が奪われるようなことがあってはならないということを前提において、ぜひ情報交換をしていただきたいと思います。

まず、2つについて質問いたします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） まず1点目でございますけれども、どのような方法で納税折衝等を行っているんだということかと思えますが、納税折衝の具体的な方法につきましては、個々の納税者の実情に応じまして、面談ですとか電話、あるいは文書催告など最も効果的、効率的と考えられる方法で行っているというところでございます。

それから、もう1点でございますけれども、先ほども申しましたように、私どもはあくまでも滞納整理の業務を担っておるわけでございますが、保険者であります市町村において保険

証等の発行業務が責任を持って適切に行われますよう、必要な情報あるいは折衝経過などにつきまして、それぞれが共有できるシステムを作り上げるなど、十分連携を図りながら行っているというところでございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 特に、福祉制度である国保料・国保税の徴収業務を移管されて業務をされているわけですが、御存じのように、先ほども出ましたけれども、まさに健保組合の加入者の4割程度の所得の水準なのに、実際に平均保険料は健保組合加入者の2倍になっていると、こういった構造をやはり十分つかんでもらいたい。ましてや、国保滞納者は、向日市においても、年収が大体150万円の収入以下の方が圧倒的な多数なんですよ。ですから、もちろん国保加入者そのものが低所得者であるということは間違いのないわけですね。

そういった中で、本当に払いたくても払えない保険料が、実際には被保険者に押しつけられ、そうした中で滞納を余儀なくされるといった実態になっているわけですから、やはり国保制度そのものも、税機構において、私たちは移管されたものについて徴収業務を行っているだけだといった認識だけではなく、本当にいわゆる日本の医療を国保そのものが、まさに医療保険制度のセーフティネットという役割を果たしているわけですね、皆保険制度の。

ですから、そういう意味では本当に府民の命と暮らしを守るという立場での考え方が、今求められているのではないかと思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 何回も繰り返しになりますけれども、私どものほうはあくまで滞納整理の業務を担っているというところでございます。

その私どもの業務を受けている範疇の中で、これも先ほど来申し上げておりますけれども、納付能力があるのかなのかという部分について判断をさせていただいて、納付能力がない場合につきましては、法に則り滞納処分の執行停止をするなど、個別事情に基づきました総合判断によりまして、対応を図っているというところでございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 それでは、2つ目の大きな質問に入ります。住民の生存権を守り、住民こそ主人公の地方税機構を構築することでございます。

まず1つ目は、住民の命と暮らしを守るため、よき相談相手として地方税機構は最大限の役割を果たすことが求められていると思うんですね。

2つ目は、住民の生存権を守り、住民こそ主人公、の立場で税機構の構築を図ることが求められていると思うんです。

3つ目には、税機構の職員が、住民の命と暮らしを守る防波堤、の役割を果たすことを十分認識して業務に当たることが今求められているんですけれども、その点での3つの御質問をさせていただきました。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） お答えいたします。

まず、住民の命と暮らしを守るということ、これは地方税機構のみならず、公共部門に広

く共通した本分であるということは言うまでもございません。そういった中で、地方税機構については、そういった公共部門の活動を支える尊い基盤となる納税ということ、これについての公平・公正な徴収ということを守っていく、そして納税道義を浸透させていく砦となる役割を持つものでございます。

その上で、申し上げましたように納付できるんだけどもしない者、したいんだけどもできない者、これをしっかりと峻別しながら厳格・厳正に対応していくということで業務を遂行しているところでございます。そして、このことが住民の命と暮らしを守っていく、そして住民が主人公ということを守り、また住民からの信頼感の醸成にも欠かせないということであると自覚をしております。

このことは、職員の意識の醸成の上でも非常に重要なことでありまして、こういった納められるのにしない者、納めたくてもできない者といったことを厳格に峻別して、適切に行うといったことの徹底に努めているところでございます。併せて、具体的な徴収に当たって、住民納税者から信頼される業務執行を行うように、機構発足の当時から、平成22年から基本方針を出して全職員に通達をしたところでございまして、機構職員の基本姿勢として、法令等の正確な知識のもと公平・公正な事務執行に当たること、そして守秘義務遵守とともに個人情報収集管理等を適正に行うこと、さらに納税者の主張を正確に把握をし、親切・丁寧な対応を行うことを遵守し、使命感を持って業務執行に当たるということを徹底しているところでございます。

いずれにしても、納税者の皆さんの納税倫理規範の徹底ということを図っていくことに努めていくとともに、我々においても高い使命感とともに、法理や道義に貫かれた行動を徹底していくということで、そういったことを通じて住民の命を守る防波堤としての公共部門の活動を支える基盤としての役割を適切に果たしてまいりたいと思っております。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 まずお伺いしたいのは、住民の命と暮らしを守るよき相談相手ということが今、機構にも求められているわけですがけれども、実際にこういった相談があり、本当に機構に相談してよかったというような実例がありましたら、ぜひ御披露をいただければと思っております。

困り事はやはり税機構なんだ、といった実績等の心温まるような、そういった対応がなされた事例なんかについて、御報告お願いできますでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 心温まるかどうかわかりませんが、事例といたしましては、先ほど本議会の議案にも提出させていただいているんですが、これもまさに滞納者の方が高利の金利を借りられて、というような事例でございます。

それを滞納者の方に代わって、私どものほうが第三債務者に対して訴訟でもって返還請求権を押さえて、それを取り返すという言い方がいいのかどうかわかりませんが、回収するというようなことはこれまでから議会でも何回か議案として出させていただいておりますし、そういうような対応というのは、これまでからさせていただいているところでございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 先ほども連合長のほうから、住民の命と暮らしを守る防波堤の役割を果たすための職員の法令の知識とかを含めて努力しているといった説明がございました。

具体的にどういった研修なりをされて住民の暮らしを守る、まさに税機構職員としての認識を持たれるようなことをなさっているのかについて御質問いたします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 私ども、いわゆる人材育成というのは、十分必要性というか重要性というのは認識をしております、これまでからそういう意味では各構成団体から派遣をいただいているわけですので、各構成団体のほうで十分そういった研修なりは対応されておると思いますが、私どもも、新たに税務職場に来られた方、機構に派遣された方につきましては、先ほど連合長がお答えしましたような、私どもの機構の職員としてのあり方といいますか、あるいは機構業務のやり方という部分については、そういった場で、研修等で実施をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 1番目に戻って申しわけないんですけども、二重行政でないということを事務局長はおっしゃいました。住民から見れば、結局、機構そのものが健康保険証を発行する権限は何もないわけですね、徴収業務については移管を受ければ進めていると。

しかし、住民から見ればこれはやっぱり二重行政と言わざるを得ない状況ですね。地方自治体が健康保険証を発行するわけですね。まして、滞納処分を送るまでは、納付折衝も含めて地方自治体が行っていると、それで期間が来たら税機構のほうに移管して進めていくということで、住民から見れば何といわゆる手の届かないといいますか、身近な組織でないという解釈をしても、これはいたし方のない部分があると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 二重行政という考え方の違いかなと思いますが、いわゆる私どもがあくまで同じ業務、同種の業務を市町村と機構がやっているということであれば、まさにおっしゃるような二重行政だということかなと思いますが、私どもはあくまで徴収業務の部分を市町村から委託を受けてやっているというものでございますので、二重行政には当たらないと思いますし、滞納者の方の利便性の問題で言いますと、二重手間にならないように、私どもが得られた情報については、システム等で市町村のほうに連携をさせていただいて対応しておりますので、納税者の方にとっても不便になっているというようなことはないと思っております。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 最後、お願いになるわけですけども、税機構の動きはなかなか府民住民にわからないというようなところがございます。これは、例えば税機構の内容を市民広報で知らせていくとかいったこともあまり私どもの手元に届かないですね。ですから、確かに税機構があるということは最近、大分知られてきました。しかし、どういったきめ細かなお仕事をされているのかと、実績を含めて非常にわかりにくい。身近でないということが言えるわ

けですけれども、よくホームページを見てくれとかいったことを答弁される場合があるんですけれども、ホームページを見るのはごく限られた人ですから、本当に広報の仕方を、十分私は考えていただく必要があると思うんですね。

やっぱり、親近感を抱く、また本当に府民のために役立っているんだという税機構の実情を知らせるためにも、いわゆる住民・府民への広報を十分考えていただきたいと、それでやっぱりわかるようにしていただきたい、圧倒的にまだまだ知られていない。お困りになって、例えば納付相談におかれて税機構の存在がわかったというようなことはよく聞くわけですが、一般的には本当に身近でないということですから、ぜひ改善を求めたいと思います。

以上で終わります。

○議長（村田正治君） 次に、山崎恭一君に発言を許します。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治選出の山崎恭一でございます。

8月議会一般質問をさせていただきます。

まず最初に、過酷な徴税実態を改善する必要があるというテーマについてでございます。

厚生労働省の平成25年度国民生活基礎調査で、全世帯の平均所得が前年度比2.0%減、相対的貧困率が16.1%で過去最悪、生活が苦しいとした世帯は59.9%になるなど、生活実態は深刻な状況にあります。

また、政府が発表した26年度第2四半期、4月5月6月、消費税施行以後の直後の4半期のGDPも6.8%の減少と、予想を上回る大きな下降を示しています。

機構では現在の府民や市町村民の生活の状況がどのような状況にあり、どのような方向に向かっているか、よくなっていると思っっているんですか、やっぱり引き続き下がっている、こういうように考えているのか。課税状況などから税務の担当者はこうした問題に大変敏感なものです、機構はどのように把握をされておりますか。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 経済状況に対する認識についての御質問でございますけれども、いろんなこれは指標があるわけですが、政府の8月の経済月例報告においては、「景気は緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある」、また、7月の府内の経済動向も、「府内の景気は、消費に一時的な減少が見られるものの、回復傾向にある」、というような御報告があるところでございまして、不安定な国内外の情勢などの影響に注意を払う必要がありますけれども、総じて回復基調にあるというような御報告が一方でございます。

他方で、国民生活経済調査においては1世帯当たりの所得は前年に比べて若干マイナス、生活意識の状況は苦しいとお答えになられた世帯の割合が近年上昇傾向にあると。あるいは25年度の個人府民税所得割の現年課税分の調定額も、対前年度マイナス0.3ポイントになっているということでございまして、これはもちろん景気の状態と個人所得の状態、タイムラグが一定あるわけでございますけれども、いろんな評価があるということでございます。

いずれにしても、個別の納税者の御実情も様々でございます。機構においては、滞納

整理を行うに当たっては、個別の事情を十分に踏まえて適切に対応していくことが必要であると考えているところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 先ほどの今田議員の質問の中でも、景気の回復は一部の企業に偏っている、多くのところには及んでいないという御指摘もありましたし、今の連合長のお話の中でも、政府は緩やかな回復と言っているんですが、それを裏づける資料はだんだん乏しくなっているのが実態だと思います。府民の状況がこうして生活苦、マイナス傾向が随分目立ってきている中で、いたずらに徴税だけを強化するということは、生活苦にあえぐ府民に対して無慈悲な施策施行ということになるのではないかと、私はこのように考えている。具体的な問題について実例を挙げて御質問をいたします。

連合長は先ほど払えるのに払わない方と、払いたくても払えない人とは厳格に峻別をしているとおっしゃいました。このセリフは議会ごとに何回かずと聞いておりますので、連合の基本的な対応なんだと表明をされているんだと思います。

ところが、この例は山城中部事務所の関連のところですが、45歳の男性、数年前の傷害事件が起こった被害者で、現在も腕が十分に上がらないなどの障害が残っている、この障害のためにそれまでの仕事をやめて新たな仕事についた、そこが倒産をする。傷の回復を目指すなどの間に、国保と税が滞納して延滞金を含めて170万円ほどになっています。ようやくアルバイトで安定した収入に何とかありついて、月5千円の返済から月1万円の返済へと引き上げて、それが遂行中です。

ところが、機構の担当者が代わって新しい担当者になった途端に3万円に引き上げなさいと、さもないと給料を差し押さえますと、事情を説明しようとしても何ぼ言ってもだめです。1万円だと完済までかかり過ぎるから終わらないでしょうと言って、電話だけでこの人のところに差押えの書類が通知をされると、こういう事例が起こっています。

これというのは、先ほどから言っている、この人は払えるのに払っていない方と峻別をされたのでしょうか。こういう徴税のやり方は機構の通常のやり方なのでしょうか。お答え願います。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

〔事務局業務課長後安剛児君登壇〕

○事務局業務課長（後安剛児君） 機構におきます徴収業務の基本姿勢につきましては、議員も御指摘のとおり、先ほどから申し上げているとおりでございます。

また、分納につきましては、一定期間経過後、こちらのほうで再調査をいたしまして、納められるとこちらで判断した場合には増額等のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 あまり具体的なことについてどうこうと議会で言うのも何かと思いますが、もう少し説明しておきますと、今の事例ですが、月3万円に引き上げを、今の課長の話で言うと、一定期間後、再調査をして引き上げられると判断をして送ってきた、こういうことだと思いますが、3万円に引き上げるといふ文書が届いた。

その後、電話がかかってきて、1万円ずつ払っても何にもならないと、何にもならないというのも乱暴な言い方やと思いますが、3万円払ってもらわなアカんと、こればかり言うんですね。そこで、けがをした経過や後遺障害のことや、会社の倒産や借金で過ごしてやっとなアルバイトにありついた状況などを説明しようとしたんですが、前のことはどうでもいい、3万円払ってもらわない、とこう言って電話は決裂となりました。

この機構の担当者は、相手が暴言を吐いたからそれ以上説明できなかつたと言っているらしいですが、こんなやりとりでは激昂することもあるのは当たり前だと思うんですが、この後も電話での勧告、通告をしたというだけで、就職先にはもう給料差止め書類が届いているんですね。あやうく仕事も失ってしまいかねないような事態、雇用者のほうは理解をしてもらって今はまだ執行されてないようですけども、あまりにも乱暴です。

特に、担当者が代わった途端に前の担当者の話していたことを聞く耳も持たないという、こんな対応を、機構は人の変動の激しいところですが、担当者の変わり目でこういうことがしばしば起こっているのではありませんか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 機構といたしましては、担当者が代わることというよりも、一定そういったときも含めまして業務の点検をしておると、そういった中の一環でございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 担当者が代わったときに対応がころっと変わるという話は幾つか聞いています。機構の職員は2年から3年で大体派遣元の出身自治体に戻ります。引継ぎはどんなふうになっているのでしょうか。十分に経過を引き継いでいるのか、どうも聞いていると、個々の事例についての引継ぎなんかやってられないということではないかと思えます。

機構の職員というのは、納税義務者の状況に応じた対応をできるような、個々の業務についても様々な細かいノウハウを持って精通していくというのが実は難しいんじゃないかと私は見えています。待遇も出身市町村ごとにばらばらです。

2年から3年でがらがら代わるということは、例えば10人のセクションで言うと3人か4人、毎年代わっているということです。こういうところで同僚と細かいノウハウについて率直な相談ができたり、経験を継承をしたりスキルがつながっていくということ、そういう職場環境にそもそも今の機構はないのではないですか。

これについて、今、私が指摘したことは、事実そのものが機構の性格を現していると思うんですが、そこから、今おっしゃったようにちゃんと継承しているというならどんな工夫をして、実際にどのように継承されているか御説明願います。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 機構の納税折衝、経過につきましては、これはシステム的と申しますか、システム上は必ず経過記事というのを残すようにしておりますので、これにつきましては、引継者以外の者も見えてわかるような形で整理するようにはいたしております。

また、技術、納税ノウハウ等につきましては、研修等で十分承継していただけるような形で

努めておりますし、今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 それの不十分だからこんな事件が起こっているんだろうと思います。

少し角度を変えて質問いたします。25年度京都地方税機構の取組実績という書類をいただいております。これは8月付けの分ですね、これを見てますと、収納率の目標45%に対して達成をされているわけですね、45.7%、収納率を達成したと。また、未収納額は毎年10%ずつ減らすということに対して、11.3%減ってますから、遂行はされています。

これができた最大の要因は、この表から見てとれるのは差押えです。何と年間9,801件、1万件近い差押えをやっています。おまけにこの報告書の2ページを見てみますと、差押総計は9,801件ですが、換価状況という表を見て本当にびっくりしました。換価した総額、9億円です。1万件差し押さえて9億円ですよ、1件当たり9万円。

ここにおられる皆さん方、滞納なんかないと思いますが、もし仮定として差押えをされたらどれぐらい換価できますか。現金、預金、生命保険、住宅、家や土地のことは別にしても200万や300万のお金は差し押さえられるでしょう。

9万円というのはどういう生活だと想定されますか。ぎりぎりの生活なんだと、生命保険なんか残っている人はほとんどいないということです。預金通帳に残っているのが数万円。現金が差し押さえられたのは、1万件でわずか総合計6万8千円です。ほとんど現金を持ってなかった。

もちろん、小銭千円、2千円のお金を差し押さえしていると思いませんが、現金はほとんどない。預貯金、給料、生命保険、全部合わせてやると9億円、1人当たり9万円、こういうことです。これ、あまりにも貧乏人いじめということになりませんか。払う能力のない人が大半のところを差し押さえ、その結果を成果として誇っている、こういうことになるのではないのでしょうか。この事態についてのあなた方の見解をお尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） この数字につきましては、単純にそういった形での金額をはじいて検算するというか、検証するものではないと考えております。個々の事例に即して、必要なとき、少額であるかもしれませんが、そういったものも必要であれば差し押さえもさせていただくようにしております。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 1万件の平均数値です。個々の事例がどうかという話ではありません。

個々の差押件数についても2011年の事例で詳しいことがわかっているのは、機構に移管している自治体は、京田辺で59世帯の差押え、城陽市は130世帯の差押え、木津川市は321世帯で差押えをしています。逆に移管をしていない自治体では、向日市、八幡市はゼロ、宇治市で18世帯、長岡京市で9世帯。要するに、各市町村が国保滞納を対応しているのを機構に移したら一挙に数十倍の差押えに引き上がっている。

これも考えてください。国保が滞納になっている人のところに差押えに行くと、いくらの

お金がとれますか。国保滞納者というのは、いわば赤貧洗うが如し、食べていくのが大変だ、病気になってもお医者にもかかれない、こういう状態に追い詰められている人が大半です。ここに差押えに行くんです、私はこんな無慈悲なことはないと思います。市町村はできませんよ、そんなことは、機構だからできるんです。機構というのはこの無慈悲な差押えが最大の性格の特徴だということになるのではありませんか。

資料の請求をいたします。1万件の差押えの内訳、換金別の資料を出してください。1万円未満は何件か、10万円未満は何件か、50万円未満は何件か、100万円未満は何件か、100万円を超えたのは何件か、この差押換価金額別の資料を出していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 今、手元に資料は持ち合わせておりませんので、またそういった資料があるのかどうかというのは確認させていただきたいと思います。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 あるのかどうかじゃないでしょう。個々の事例に即してやっているの、全体として一体のことではないというようにさっき答えたじゃないですか。個々の事例をつかんでいるからやったんでしょう。つかんでないなんてことあり得ないじゃないですか。

今じゃなくても結構です、後ほど必ず出してください。よろしいか、もう一回答えてください。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 資料として提出できる資料が、私どもの手元にあるかどうかというのは確認をさせていただきたいと思います。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 必ず出してください。何か言うとわからない、つかんでない、すぐそう言います。個々の具体的なことに、抽象的な話では個々に沿ってやっていると言うんですが、数字はわからない。話が合いません、必ず出してくださいよ。

私は、今の質問の中でも明らかになったように機構の徴収のやり方は最大の武器に使っているのが無慈悲な差押えです。市町村が差押えはなかなかできない、あなた方はできるような組織をつくって、むやみやたらと差押えをする。それを成果だと誇っているのが今の機構の徴税の一番本質だと思います。このことについては引き続き機会を設けてまた聞いていきたいと思います。

2つ目は、課税の共同化の問題なんですけれども、これは担当の課長等会議が繰り返し開かれているようで、その中での議事録をいただきました。

これを読んでますと、なかなか厳しいんだよねとか、費用対効果で大丈夫かなとか、また、当局の説明自体、渡辺事務局長の報告自体でも、これは去年10月30日の報告の中で、課税共同化については、課税業務部会で議論いただいているところであるが、正直苦戦しているのが実感だと、こういうふうに渡辺さんがおっしゃってます。私はそのとおりだろうと思っているんですが。

また、担当者から、課税共同化について、提案に対しても慎重な意見があり、引き続き合意形成を図るため協議調整を行うということになったと。一体、何に対して慎重な意見があったのか、何に苦戦しているのか、そのネックになっている問題について御説明いただけますか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 課税の共同化の関係でございますけれども、今、私どもがまさにやっておりますのは、事務処理をまず標準化しなきゃいけないという部分がございます。

事務処理の標準化というのは、それぞれの団体で長年培われたやり方というのがございますので、それを共同化する場合については、当然一定の事務処理の方法をしていかなきゃいけないんですが、まさに標準化に向けた検討作業というのは広範囲にわたりますので、これを各構成団体25、それから府を合わせた全ての団体が合意できる形というのが必要になりますので、ワーキング等で丁寧に議論をしております、一定時間を要しているというところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 地方税機構の職員の体制の実態から言って、実質的に課税業務を行うことは困難ではないかという疑いを私は持っております。無理に進めると機械的な回収業務から機械的な課税業務にまで広がってしまうのではないかと、そういう危惧を持っているんですが、具体的な問題を例にとってお尋ねいたします。

例えば固定資産の課税の問題で、家屋の状況はどうやってつかむんですか。建築何年かぐらいはわかるでしょう。しかし、その後、小規模な改築や増改築があった、道路の形状や周辺の形状に変化があった、それが価格に影響する、そういう個々の状況は機構として課税するときはどうやって把握をしようとしているんですか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） まさに、今おっしゃった部分、個別の具体的な事務処理については、今後、議論を深めていくという段階でございますので、今おっしゃったような部分について、具体的にこうしていくんだというところまでは至ってないというものでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 検討してもいけないと思います。特に、例えばこの間と言いますと公用地の境界が変更になったり、豪雨などの災害によって道路や河川の形状が変わった、大規模な道路のインフラ変更が起こった、こういったことの一つ一つの土地の変化、家屋の変化について、また被害状況について機構がつかみ尽くせるはずがないじゃないですか。そのことをつかむのは市町村しかできないでしょう。市町村でつかまれて膨大な書類で報告させて、それで課税準備をして、最後の判子だけ市町村に押させるつもりですか、それってすごい手間であらうことだと思いませんか。

市町村が自分で判断して自分で決裁をしていくほうがずっと早いし合理的だ、課税の問題を機構がやるのは無理があるんじゃないですか。一般論ということじゃなくて、その手配から言ってどこでどうすれば合理的になるんですか。全く私はイメージが持てないんですが、この辺についてわかる範囲で結構です。こういうところで探っているんだ、こういうところ

を目指しているんだと、その程度で結構ですから答えてください。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 今おっしゃった部分についてはまさに今、検討というか、議論を深めているというところでございます。ただ、どこで効率化を図っていくんだということでございますけれども、当然、今まで一市町村それぞれでやっていた部分を集中して事務処理をやるということですので、当然集中して事務処理をやることによる効率化というのは図れるだろうと思っておりますし、そのやり方についてもシステム、あるいはまさに住民税の関係で申しますと、今、申告支援システムの構築を今年度させていただいているんですけれども、そういった活用等も行いながら十分効率化を図れると考えております。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 もう1つ例を挙げます。償却資産の問題も、私はこれ大変難しいんじゃないかと思っておりますが、法人の場合、企業の場合の償却資産については、まだ把握する段取りはつくと思うんですね。減価償却等で納税額を減らすためにも、節税のためにも要りますので。

ただし、個人事業者の償却資産の把握というのは市町村でも大変困ってます。ぶっちゃけた幾つかのところでは聞いてみましたが、6割ぐらいつかめているかな、7割かなというようにおっしゃってました。もちろん、免税点以下の場合も多々ありますので、100%つかんでいるかどうかというのもよくわからないんだと、つかんでいる部分でも3分の1強、半分近くは免税点以下だと。

個人事業者が持っている機械というのはそんなものだというわけですね。機構になったらこれ100%把握できるんですか。市町村でもなかなか大変だと言っているのに機構はどうやってつかむんです、これ。どんな検討をしてますか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 償却資産の関係については、今、宇治市のことでおっしゃったんだらうと思いますが、当然、例えば小規模な市町村でいくとそこまで至ってないというようなこともあるんじゃないかなと考えておるんですけれども、まさに市町村ごとにやっていた中でかなりのばらつきがあるというような状況もございますので、それは税の公平・公正な観点からいかなものかという部分もございますので、それはまさに共同でやることによって底上げを図っていくということが共同化の1つの目標だらうと、目的だらうと思っております。100%できるのかと言われればそれは今の段階で申し上げられませんが、まさに市町村全部がそれに向かっていくという方向で共同化をやっていこうと考えてございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 2つほど事例を挙げて、本当に共同化できるのかということをお尋ねいたしました。スローガンの御回答はいただきましたが、実際の実務的な仕事は進んでないんですよ。担当の課長たちの話を聞いてても、これやっても職員数は減りませんよねという質問が幾つかの町から続けて出てます。

要するに、この見通しでは共同化しても自分のところの町の担当職員の数は減らせないな、

もともと何十人もいるわけではありませんからゼロにはできませんからできない、相談も乗らんなんし。そうすると、これ費用対効果はどうなるんやと、実際論議しているのはそういう話じゃないですか。つまり、実務的にはほとんど難しいと言っているわけ。この点についてはもう少しリアルに捉えて、あまり無理しないほうがいいと思います。

私は、静岡を初め、幾つかの滞納処理機構だとか、こうした自治体の連合でやっているところに、電話ですが問い合わせさせてみて、どういう状況ですかと、課税の共同化は検討されませんでしたかと言ったら、初期段階ではやったんだけど、実務的に難しいと思ったからとか、かえって実務が煩瑣^{はんさ}になるとか、市町村ごとの意識統一ができなくて結局あきらめたといったところがほとんどでした。

そもそも、検討なんかしてないというところも幾つかありました。どこもやろうというところはありません。京都だけがやろうとしている。ある機構の方は、京都さんのお手並み拝見と言って、私どもは見ておりますと、かなり皮肉っぽい言い方をされました。私はこのまま突っ込んでいっても泥沼に入るだけだ、柔軟にもう少し対応をして、必要なら引くということの判断も僕は決断すべきだと思っています。

その点について、今、引き上げますという御答弁がいただけるとは思ってませんが、何が何でも決めたことだからやるんだということではなく、もう少し実情をリアルに検討した上で柔軟な結論をやると、やるのかやらないのか。それとも、もう決めたことだから何が何でも課税の共同化はやるんだというおつもりなのか、基本的な姿勢についてお尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 先ほど来申し上げておりますように、私どもはどのような形で共同化できるのかという部分を議論をしており、各構成団体の納得のいく形で共同化を進めたいと考えております。

ただ、一度に全ての税目を、今、市町村がおやりになっている全ての業務を一度にとという部分については、さすがに厳しいのではないかなと思っておりますので、段階的にでも共同化が進めていけるというような形がどういう形か、というところで議論をさせていただいているところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 法人税の課税の共同化とか申告制度の共有化、これも、私はシステムに係る費用と効果との間のバランスは少し疑問があります。また、軽自動車税、これも今度、制度が変更になるので、また一律動かないかんで大変になるんですが、実務的に言うと、この辺りまではまだ目処は立っているんだろうと思いますが、先ほど言った固定資産税や償却資産については実務的にもほとんど困難だと私は思えます。

また、様々な会議の議事録を見てましても、既にやるんだと決めたので仕方がないんだけどという縛りの中で非常にもだえている、こういうふうにワーキンググループなんかでの検討が語っているように見えて仕方がありません。

課税の自主権というのは地方自治体の本質の問題です。その自立性に関わる権利です。そこが侵犯できないから、そこを侵してしまうということができないから政策判断や意思決定に係る部分を省く、事務の共同化という少し遠回りな共同化ということで何とかしようとし

ているんですが、これは全国でどこも無理だと判断したことですし、京都についても決めたことだから何が何でもやるというのは僕は大変難しいと思います。

地方分権推進と言いながら、多くの仕事を市町村に押しつけて仕事量が増えているのに、地方行革を押しつけて税源移譲と交付税削減の強行をすることで、地方自治体は将来の財政運営に大きな不安を抱えている。少しでも仕事が減って共同化して効率が上がると言われたら「うん」と言いたいわけですが、実際点検していくとそうはいかないということが明らかになっています。私は引くなら今だと思っています。無理に泥沼のところまで、引き下がれないところまで行ってにっちもさっちもいかない、そうならないように、この点ではリアルな検討の中で大胆な決断をしていただきたい、このことを要望して質問を終わります。

○議長（村田正治君） 以上で一般質問を終結いたします。

○議長（村田正治君） 次に、日程第8「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題といたします。

これより議案2件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（村田正治君） 次に、議案2件に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、北林重男君に発言を許します。北林重男君。

〔北林重男君登壇〕

○北林重男君 日本共産党の向日市会議員の北林重男でございます。

第1号議案「平成25年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」について反対討論を行います。

本議案は平成25年度の徴収業務など、一般会計の歳入歳出認定に係るものであります。平成22年4月の徴収業務の開始から4カ年度、法人関係税課税事務を開始し2カ年度となりました。税機構が設立されるまでは、市町村では納税困難な方について分納などの丁寧な納税相談が行われてきましたが、地方税機構に移管されると、強引で機械的・強権的な徴収業務が行われていることが先ほどの一般質問でも明らかとなりました。

地方税機構が本来、住民こそ主人公の立場に徹し、住民の生存権を最大限尊重して、住民の命と暮らしを守る防波堤の役割を果たさなければなりません。しかしながら、今の地方税機構は滞納処分を前面に掲げ、単なる取立機構の役割しか果たしていないのではないのでしょうか。

また、税事務の共同化を進めていますが、市町村の課税自主権を蹂躪する恐れが極めて高いと言わざるを得ません。課税に係る調査は税機構で行い、賦課決定は市町村で行われていますが、調査、賦課決定は一体のものであります。

納税者に懇切・丁寧な説明を行うためにも一貫した業務が必要です。本来、課税業務は市町村で行うべきものであり、市町村から取り上げることは、市町村職員の税務行政に係る力量を低下させることにつながります。課税業務の共同化については抜本的な見直しを行うべきではないのでしょうか。

福祉制度である国民健康保険制度は皆保険制度の最後のセーフティネットであり、税機構が国保料・税の徴収業務を市町村から移管を受けること自体問題であります。健康保険証を発行する権限のない税機構が納付相談を行っているが、住民に親近感もなく、切実な声が届かない存在となっている税機構が、懇切・丁寧な相談業務を行うことに無理があります。福祉制度である国民健康保険料・税の共同徴収業務を市町村から移管を受けることは税機構の業務に全くなじみません、共同徴収の項目から外すべきであります。

また、住民こそ主人公の立場に徹していない税機構そのものを解散すべきであります。

以上の理由を述べ、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（村田正治君） 次に、島宏樹君に発言を許します。島宏樹君。

〔島宏樹君登壇〕

○島宏樹君 久御山町選出議員の島宏樹でございます。

課題となっております議案2件につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私の選出団体であります久御山町は、昭和47年より43年間普通交付税の不交付団体でございます。先人の御努力により安定した税収のもとで、堅実な財政が続いているわけですが、現在の経済環境は回復傾向にあるものの、財政状況は依然として大変厳しいものになっています。各自治体とも歳出の削減には限界があり、これからの財政運営には歳入面の方策の強化が必要と言われているところです。

特に、不交付団体にとりましては、最も基本的な自主財源である税収についての徴収率を高め、歳入を安定させるための対策が喫緊の課題であります。

そうしたところ、京都市を除く府内全市町村と京都府に係る税業務の共同化を進めるために京都地方税機構が設立され、平成22年度から本格的な滞納整理業務が始められたことは誠に時流に乗った取り組みではないかと考えるところでございます。

そもそも税収の減少は、社会全体の経済環境により、個人所得や事業収益といった課税対象そのものが減少する場合がありますが、本来なら納めていただくべき税金が様々な事情で納めていただけないという点で滞納になり、府内市町村の徴収率が年々低下していく傾向にありました。

こうした状況に対して新しく設立された京都地方税機構では、税に関する公平・公正な運用とともに、コンビニ納税など納税者の利便性の向上も図りつつ、滞納整理業務を進めていただき、確実に成果を上げているところです。

本格的な業務の共同化を始めて今年で5年目を経過しようとしていますが、この間の税機構の収納率は年々上昇し、本年平成25年度は45.7%と前年度より2.5ポイント向上し、未納額は大幅に減少となっております。また、各構成団体においても、徴収率の向上が認められるなど、機構の存在意義を知らしめる結果になったのではと考えるところでございます。

法人課税業務の共同化につきましても2年を経過し、府税と市町村税の申告、納付をまとめて処理できることは、事業者の利便性の向上につながり、かつ、調査による未申告法人の申告納分の増加など、共同化に伴う増収効果も現れてきております。

平成25年度決算の内容につきましては、構成団体からの負担金をもって歳入の大半を賄い、歳出は派遣職員の給与負担金と業務に必要なシステム経費や事務経費等で、監査委員の意見

書にもありますように、適正に執行されていると考えるところでございます。

また、訴訟提起の案件につきましても、弁済に応じる見込みがなく、やむなく裁判手続をとられるもので、確実に債権を回収するために必要な手続であると考えているところでございます。

今後も引き続き、構成団体と十分連携し、住民の納税者にとって効果的、効率的な運営に努められるとともに、公平・公正な税務業務の推進に御尽力いただくようお願いいたします。議案への賛成討論といたします。

○議長（村田正治君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（村田正治君） これより議案2件について採決に入ります。採決は1件ずつ、2回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成25年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決を行います。本案を認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（村田正治君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は認定することに決しました。

次に、第2号議案「差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（村田正治君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成26年8月京都地方税機構議会臨時会を閉会いたします。

午後3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 村 田 正 治

会議録署名議員 明 田 昭

同 西 村 典 夫